

日本人間工学会中国・四国支部規程

第1条 日本人間工学会中国・四国支部(以下、支部という)は、中国・四国地域における次の各項会員により結成する。

支部名誉会員 本支部に功労のあったもので、支部理事会において推薦し、支部総会において承認を得た者。

支部会員 日本人間工学会(以下、学会という)の支部規程第4条によって定められた学会会員。

支部賛助会員 本支部の事業の趣旨に賛同し、その活動を援助する団体及び個人。

第2条 支部は次の事業を行う。

支部大会の開催

支部例会(分科会)の開催

その他本会の目的を達成するのに必要な事業

第3条 支部には次の役員をおく。

支部顧問(支部長を3期以上務めたものを支部顧問とする)

支部長:1名

副支部長:1名

支部理事:若干名

支部監査:2名(支部理事が兼務)

支部幹事:若干名

支部代議員:20~30名

第3条の2 支部長は支部理事会の審議により選出され、支部代議員会の承認を受けるものとする。支部長の任期は2年とし、学会役員との任期と同一の期間とする。再任を妨げないが、連続して2期(4年)を超えることはできない。

第3条の3 副支部長は支部長が任命する。

第3条の4 支部代議員は支部会員による選挙により支部会員中より選出され、支部代議員会の承認を受けるものとする。支部代議員の任期は2年とし、再任を妨げない。支部理事は支部代議員の中から支部理事会の審議により選出する。支部理事の任期は2年とし、再任を妨げないが、連続して2期(4年)を超えることはできない。

第3条の5 支部代議員を選出するための選挙細則は、支部理事会の議を経て、別途定める。

第4条

支部長は支部を代表し、支部理事会および支部代議員会を主宰する。

第5条

副支部長は、支部長の業務を補佐する。

第6条

支部顧問、支部理事、支部幹事は支部理事会を組織し、支部の事業について議決し、執行する。

第7条

支部理事会は支部理事の過半数の出席で成立し、支部理事会の議決は、出席者の過半数による。

ただし、委任状による出席を認める。

第8条

支部代議員会は支部代議員の過半数の出席で成立し、支部代議員会の議決は、出席者の過半数による。ただし、委任状による出席を認める。

第9条

支部監査は支部長が任命し、支部理事会の会務執行及び支部の会計状態の監査を行う。

第10条

支部幹事は支部長が任命し、支部理事会の指示に従って会務の企画ならびに執行を補佐する。

第11条

支部代議員会は定期代議員会及び臨時代議員会よりなる。

定期代議員会は毎年1回開き、支部長が招集する。

臨時代議員会は支部理事会が必要と認めた時これを開き支部長が招集する。

第12条

支部代議員会の議決は出席会員の過半数による。

第13条

支部の会計は、日本人間工学会の支部活動費その他を持って充当する。

第13条の2

支部は必要により支部会員より第2条の事業に必要な経費を徴収することができる。

第13条の3

支部の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

第13条の4

支部の予算及び決算等は支部理事会の議決及び支部代議員会の承認を得るものとする。

第14条

支部事務局は支部長の所属場所と同一の場所に設置することとし、これが不可能な場合には支部理事会において審議し、支部事務局の場所を決定する。

第15条 支部選挙管理委員会は支部理事会の承認を経て支部事務局が兼任する。

付則

本支部は支部特有の運営を行う内規を定める。

規程改訂： 平成30年12月8日

令和2年12月18日